

諮問第77号

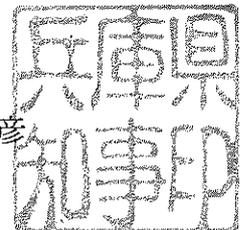
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づいて行う知事許可漁業の公示について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、下記知事許可漁業につき制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定に基づき、諮問します。

令和3年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦



記

- 1 小型機船底びき網漁業
- 2 刺し網漁業
- 3 ひき縄漁業
- 4 たこつぼ漁業

R3.11.16委員会諮問一覧

漁業の種類	漁業種類	許認可方針 地区名	許認可申請期間	許認可有効期間	目次	公報日	原稿
小型機船底びき網 漁業	手繰第2種 なまここぎ網	室津浦	R4.1.13 ~ R4.2.13	R4.3.1 ~ R6.10.31	P1~P3	2021/11/30	2021/11/18
		湊	R4.1.13 ~ R4.2.13	R4.3.1 ~ R6.10.31		2021/11/30	2021/11/18
		丸山	R4.1.13 ~ R4.2.13	R4.3.1 ~ R6.10.31		2021/11/30	2021/11/18
	手繰第3種 あさり貝桁網	東播磨、高砂	R4.1.13 ~ R4.2.13	R4.3.1 ~ R6.10.31		2021/11/30	2021/11/18
		大塩町	R4.1.13 ~ R4.2.13	R4.3.1 ~ R6.10.31		2021/11/30	2021/11/18
刺し網漁業	建網	森	R3.11.30 ~ R4.1.4	許可の日 ~ R4.12.31	P4~P5	2021/11/30	2021/11/18
ひき縄漁業	ひき縄	林崎	R3.11.30 ~ R4.1.4	許可の日 ~ R4.12.31	P6~P7	2021/11/30	2021/11/18
		一宮町	R3.11.30 ~ R4.1.4	許可の日 ~ R4.12.31		2021/11/30	2021/11/18
		湊	R3.11.30 ~ R4.1.4	許可の日 ~ R4.12.31		2021/11/30	2021/11/18
たこつぼ漁業	まだこ・いいだこ つぼ	東二見	R3.11.30 ~ R4.1.4	許可の日 ~ R6.12.31	P8~P10	2021/11/30	2021/11/18
	たこつぼ	姫路市	R4.1.13 ~ R4.2.13	R4.3.1 ~ R6.12.31		2021/11/30	2021/11/18

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年11月16日

- 1 【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業
 【漁業種類】 手線第2種漁業 なまここぎ網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	明石浦			
2	伊保、大塩町			
3	的形			
4	八木			
5	大津			
6	網干			
7	坊勢			
8	岩見			
9	室津			
10	相生			
11	赤穂市			
12	富島			
13	浅野浦			
14	室津浦	14隻	14隻	-
15	五色町			
16	湊	5隻	5隻	-
17	丸山	1隻	1隻	-
18	一宮町			

- 2 【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業
 【漁業種類】 手線第2種漁業 かきこぎ網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	室津			
2	相生			
合計				

- 3 【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業
 【漁業種類】 手線第3種漁業 あさり貝桁網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	東播磨、高砂	13隻	13隻	-
2	大塩町	2隻	2隻	-
合計				

- 4 【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業
 【漁業種類】 手線第3種漁業 石こぎ網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	神戸市東部			
合計				

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
室津浦	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	別記1の1	3月1日から 4月30日まで	別記2	5トン 未満	14隻	別記3
湊	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	別記1の2	3月1日から 4月30日まで 及び11月20日 から12月27日 まで	同上	5トン 未満	5隻	同上
丸山	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	別記1の3	3月1日から 4月30日まで	同上	5トン 未満	1隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年1月13日から同年2月13日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年3月1日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
室津浦	別記4の1、2、3
湊	別記4の1、3
丸山	別記4の1、2、3

別記1 操業区域

- 共第125号共同漁業権漁場の区域
- 共第133号共同漁業権漁場の区域
- 共第134号共同漁業権漁場のうち鎧埼から270度の線以北の海面

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記4 条件

- 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
東播磨、高砂	手繰第3種漁業 あさり貝桁網漁業	別記1の1	3月1日から 5月31日まで	別記2	5トン未満	13隻	別記3
大塩町	手繰第3種漁業 あさり貝桁網漁業	別記1の2	3月1日から 4月30日まで	同上	5トン未満	2隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年1月13日から同年2月13日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年3月1日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。
- イ あさり以外の水産動物を採捕してはならない。
- ウ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- エ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

別記1 操業区域

1 共第20号共同漁業権漁場

2 共第53号共同漁業権漁場のうち、最大高潮時海岸線における姫路市的形町、大塩町界から199度の線以東で、最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離以内の海域

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年11月16日

- 1 【漁業の種類】 刺し網漁業
【漁業種類】 建網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	芦屋			
2	神戸市			
3	林崎、江井島			
4	二見町、播磨町、加古川市、高砂市			
5	津名			
6	森	1隻	1隻	-
7	岩屋			
8	浅野			
9	育波			
10	室津浦			
11	五色町			
12	南あわじ			

- 2 【漁業の種類】 刺し網漁業
【漁業種類】 建廻網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路市			
2	一宮町			
3	五色町			
4	南あわじ			
5	南淡			

- 3 【漁業の種類】 刺し網漁業
【漁業種類】 あかした刺網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	東浦			

- 4 【漁業の種類】 刺し網漁業
【漁業種類】 かに刺網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	高砂			
2	家島町			

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
森	建網漁業	淡路市釜口・下田界から同市大磯川尻左岸までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月30日から令和4年1月4日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年11月16日

【漁業の種類】 ひき縄漁業

【漁業種類】 ひき縄漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	神戸市東部			
2	神戸市			
3	東明石浦			
4	明石浦			
5	林崎	1隻	1隻	—
6	江井ヶ島			
7	魚住			
8	二見町			
9	播磨町			
10	加古川市			
11	高砂市			
12	姫路市			
13	室津			
14	相生、赤穂			
15	由良			
16	洲本、津名、東浦			
17	岩屋			
18	北淡			
19	一宮町	1隻	1隻	—
20	湊	1隻	1隻	—
21	丸山			
22	阿那賀、福良			
23	南淡、沼島			

【漁業の種類】 ひき縄漁業

【漁業種類】 たちうおひき縄漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	西浦、南浦			

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域		漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
林崎	ひき縄漁業	操業区域の1		周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
一宮町	ひき縄漁業	たちうお	操業区域の2	同上	同上	同上	1隻	同上
		その他	操業区域の3					
湊	ひき縄漁業	操業区域の4		同上	同上	同上	1隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月30日から令和4年1月4日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

※共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

2 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

3 淡路市野島江崎から洲本市五色町に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

4 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路市西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年11月16日

【漁業の種類】 たこつぼ漁業

【漁業種類】 まだこ・いいだこつぼ漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	林崎			
2	江井島			
3	東二見	1隻	26隻	25隻
4	西二見			
5	播磨町			

【漁業の種類】 たこつぼ漁業

【漁業種類】 たこつぼ漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路市	15隻	15隻	—
2	坊勢			
3	津名			
4	岩屋			
5	五色町			
6	南あわじ			
7	阿万			
8	灘(南淡)			
9	沼島			

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
東二見	まだこ・いいだこつぼ漁業	明石市大久保町から姫路市的形町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月30日から令和4年1月4日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年12月31日までとする。

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路市	たこつぼ漁業	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	3月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	15隻	定めなし

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年1月13日から同年2月13日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年3月1日から令和6年12月31日までとする。